

ほのぼのケアセンター 指定居宅介護支援料金表

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。但し、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口提出しますと、全額払戻しを受けられます。

(居宅介護支援利用料 (基本報酬) /月)

介護支援専門員取扱件数	要介護1・2	要介護3・4・5
40件未満	10,760円	13,980円
40件以上60件未満	5,390円	6,980円
60件以上	3,230円	4,180円

*当事業所は、厚生労働大臣の定めにより特別地域居宅介護支援加算として、上記基本料金の15%分が加算されます。

※新型コロナウイルス感染症に対する為の特例的な評価として、令和3年4月1日から同年9月30日までの間、上記料金の基本報酬に0.1%上乗せされます。

特定事業所加算 (I)	5,050円
特定事業所加算 (II)	4,070円
特定事業所加算 (III)	3,090円
特定事業所加算 (A)	1,000円
特定事業所医療介護連携加算	1,250円

初回加算	3,000円/月
入院時情報連携加算 (I)	2,000円/月
入院時情報連携加算 (II)	1,000円/月
通院時情報連携加算	500円/月
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/回
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円/回

退院・退所加算 (I) イ	4,500円/回
退院・退所加算 (I) ロ	6,000円/回
退院・退所加算 (II) イ	6,000円/回
退院・退所加算 (II) ロ	7,500円/回
退院・退所加算 (III)	9,000円/回

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護支援を提供する際は、その交通費の実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収します。

◎ 事業所からの距離 (km) × 20 円 (税込)

(3) 解約料

契約を解約する場合の解約料は不要です。